

学校感染症の報告について

医師から学校感染症（下記参照）と診断されたら、学校へ連絡をください。

学校保健安全法の規定により、生徒が学校感染症にかかった場合、その疑いがある場合は、出席停止の措置をとることとなっております。出席停止期間の基準は決められておりますが、個人によって病状は異なるので、医師の診断に基づき登校許可が出るまでは学校を休んで十分に休養をしてください。出席停止期間は、欠席の扱いにはなりません。

なお、登校する際は医師から「出席停止証明書」を作成してもらい、担任へ提出してください。

「出席停止証明書」は、本校で直接配布するか、郵送またはホームページからのダウンロードにて配布します。担任と相談の上、お受け取りください。

学校感染症の分類と出席停止の基準(参考)

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱, ポリオ, ジフテリア, 痘そう, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザなど	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ	解熱したあと2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやりめ)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	その他の感染症 (溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症など)	